

京都府総合計画推進会議設置要領

(設置)

第1条 「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置づけられている、京都府総合計画を着実に推進するため、有識者の意見を聴取する「京都府総合計画推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府総合計画（令和元年度策定の旧総合計画及び第2期「京都府地域創生戦略」を含む）
- (2) その他前号に掲げる事項を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる学識経験者その他の識見を有する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 会議に座長及び副座長を置く。
- 4 会議は、知事が招集する。
- 5 座長は、会議の議事を運営する。
- 6 副座長は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。